

令和7年第2回琴浦町教育委員会

会議の概要

日時	令和7年2月20日(木)13:30～17:05
場所	琴浦町役場本庁舎 第2会議室
出席委員	森田澄恵委員、黒松悟司委員、鍛川智恵委員、吉川公一委員 河原裕司教育長
説明等のため 出席した者	桑本教育総務課長兼学校給食センター長、山根社会教育課長 三好人権・同和教育課長、福嶋参事兼指導主事、岸田参事兼指導主事、
傍聴人	なし

日程

- 1 開 会
- 2 議事録署名委員の指名 (黒松悟司委員、吉川公一委員)
- 3 教育長あいさつ
- 4 各課報告
- 5 議案
議案第2号 琴浦町公民館条例の一部改正について
議案第3号 琴浦町社会体育施設条例の一部改正について
議案第4号 琴浦町就学援助支給に関する要綱の一部改正について
議案第5号 小中学校学校医の委嘱について
議案第6号 琴浦町就学援助支給基準について
議案第7号 区域外就学の承認について
議案第8号 琴浦町カウベル調理加工等施設の指定管理者の指定について
議案第9号 令和6年度(3月定例議会)補正予算要求について
議案第10号 令和7年度当初予算要求について
- 6 その他
(1) 生徒指導報告について
- 7 閉 会

会議の要旨

教育長	(開会) 13:30 令和7年第2回定例会を開会します。
教育長	議事録署名委員を黒松委員と吉川委員にお願いします。
教育長	(教育長あいさつ)
教育長 教育総務課長	各課からの報告を教育総務課から順次お願いします。 (資料により報告) ・校区外・区域外就学の承認について

<p>社会教育課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中学生相互交流事業（台湾）について ・主な学校関係行事 <p>(資料により報告)</p>
<p>人権・同和教育課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・駅南駐車場防犯灯の倒壊について ・生涯学習センター改修工事の状況について ・琴浦町地域交流センター条例の制定について <p>(資料により報告)</p>
<p>教育長 教育委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度琴浦町人権・同和教育部落懇談会について ・各学校における人権教育について（意見交換会） <p>各課からの報告についてご質問等はありませんか。</p>
<p>教育委員</p>	<p>人権・同和教育課報告の「部落懇談会」について、実施状況が84%というのは、これまでの過去の例でいうと高い方なのではないでしょうか。私の認識では、以前は100%近く実施していたと思います。</p>
<p>教育委員</p>	<p>以前は区長を一同に集めた会があり、そこで実施してくださいと呼びかけがあり、100%近く実施していたと認識しています。今回の報告を受けて、実施していないところが結構あるなという印象を持ちました。実施できていないところは、何が原因と考えられるのでしょうか。</p>
<p>人権・同和教育課長</p>	<p>区長や人権推進員の考え方もあると思いますが、最終的にすべて終了していないので今後最終のまとめを提出させていただきたいと思います。</p>
<p>教育委員</p>	<p>確かにコロナの前は実施するのが当たり前という意識でした。コロナ禍を含めたこの5年間にやらなくてもいいという意識が広がっているのではないのでしょうか。実施する必要性をもう一度浸透させていくことが必要ではないのでしょうか。</p>
<p>人権・同和教育課長</p>	<p>以前と全く同じようにならなくても、懇談会を開催する必要性を説いて啓発していきたいと考えます。</p>
<p>教育委員</p>	<p>続けて、意見交換会のところで感じたことですが、〈今後に向けて〉「教員向けの研修」と書いてありました。以前は夏休みに必ずしていたと思いますが、それがなくなったのは少し寂しいところです。研究推進と人権教育とははずせなかったと思います。</p> <p>家庭でももちろんするが、学校として、すべての子どもたちをどのように育てていくのかを考えていくこと。自分のこととして考えるのが4・5年生からではなく、1・2年生のころからいじめの問題やまわりの友達とのかかわりの問題などを自分自身の問題として考えさせていくことが必要ではないのでしょうか。</p> <p>そして6年生になって、部落差別に出会い、他の差別の問題と一緒にあり、自分の問題として考えないと人権を守られないなと学習になっていたように考えます。</p> <p>懇談会の実施率や学校の取組の報告を聞いて、今の学校には取組むべき事項がたくさん入ってきていて、何をスリム化し、何に重点をおくのが人権教育の視点から見ると、薄まってきていると感じます。</p> <p>新任の先生がおられたり、新しく講師になられたり、いろんな形で関わ</p>

られる方も結構あると思います。子どもにかかわる時に、やっぱり教員の基本的なベースとして人権感覚というのは大事なことだと思います。いくら研修をしてもやりすぎではないと思いますので、夏休みにさまざまな研修が詰まってくると思うが、ぜひやる方向で進めていただきたいと考えます。

教育長

ありがとうございます。その他、いかがですか。

まず、部落別懇談会については、さらに推進していただきたいという委員のご意見を踏まえ、さらに進めていきたいと思います。長年の懸案であった、東伯地区と赤碕地区の懇談会のやり方・方法を、今回統一ことが、ひとつ画期的なことではありました。差別解消は町の責務であり、町職員は時間外の業務として参加しました。戸数が少なくて会議ができないところもあり、部落の中でのまとまりの問題もありますが、100%になるように声かけをしながら進めていきたいと思います。

それから、各学校の人権教育ですが、やっていないわけではありません。とても大事にされています。しかし、私は、確かにやっているのだけでも、もう一度地に足をつけた人権教育を改めて考えなくてはいけないと思っています。今はバリアフリーが当たり前ですが、昔はその考えは一般的ではありませんでした。そして、最近では性的マイノリティー、性暴力による人権侵害とさまざまな学習をしていかないといけない。しかし、根幹となるものはすべて同じだと考えます。人を差別するということは、その行為とその根幹の部分を選んでいく上で共通する部分があると思います。それを各学校に任せていたところがこれまでありました。今回の意見交換会のメンバーを見たらおわかりのように、校長だけでなく、文化センターの館長、それと人権・同和教育課の職員と、人権教育を推進するメンバーで顔を合わせ、現状や課題を共有したことに意味があったと考えます。毎年2月に実施し、次年度につなげることができます。顔を合わせることで、今後の連携が生まれることを期待します。人権教育は学校教育の柱、中核であり、地について人権教育を琴浦町でどう進めていくかこれからも話を進めていきたいと思います。

教育長

その他、ご意見よろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。

教育長

では、議事に入ります。

教育長

議案第2号「琴浦町公民館条例の一部改正について」の説明をお願いします。

社会教育課長

(資料により説明)

教育長

公民館条例の一部改正については、2回にわたり教育委員会や総合教育会議で意見をいただき、本当に心強く思っています。その後、担当とも協力しながら文言の選定を進めてきました。地域運営組織が公運協の役割を兼ね、館長の求めに応じて公民館運営について協議することを可能とする表現とさせていただいています。

教育長

ご意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

教育委員

社会教育法では審議会を「置くことができる」と改正されているが、町

教育長
社会教育課長

は「置く」とされています。「置く」のままにする理由があるのでしょうか。
また、公運協を今置いていない以西は地域組織の役員の人数が10人ではないが、委員数の10人というのは譲らないのか、この人数は動いてもいいものなのでしょうか。

関連していかがでしょうか。では、回答をお願いします。

平成11年、地域の実態に合わせて協議できるように「置くことができる」と社会教育法が改正されました。国は地域の在り方を考慮し、「できる」としてはいますが、琴浦町はすでにシステムがあり、「置く」でいきたいと考えます。公民館の活動を基軸にしてできる素地があります。

10人という人数ですが、別に、町の審議をする組織という条例で決まっています、それが10人以内となっています。10人以内であれば、それ以下の人数でも大丈夫です。10人以内で公運協委員は推薦していただき、教育委員会で委嘱します。もし公運協を置く場合でも10人以内に、地域運営組織の中で10人以内に整理していただくようにします。

教育長
社会教育課長
教育長
社会教育課長

地域組織にその役割を兼ねさせた場合には人数は、

関係ないです。

そういう整理でいいですか。

交付金をお出ししてその中で活動をしていただいています。交付金の中で役員手当も上限が定められています。地域運営組織が公運協を兼ねる場合は町として公運協を置かないので、委嘱もしないし、公運協に直接お金を出すことはありませんが、企画政策課の交付金の中で地域の役員として活動していただきます。

教育委員

前回あった安田地区のような、同じ人が2つの組織のメンバーで、あちらでもこちらでも同じ話し合いをしているというのは、この「兼ねさせる」ことで解消できるのでしょうか。

教育長

今のイメージだと解消できると考えます。「置きたい」という古布庄地域もあるし、地域組織の中で「館長」という言葉さえもとってしまって、地域の一員として協議されているところもあります。いろいろなやり方でできるかもしれません。

教育委員

イメージができました。

教育長

その他意見がなければ、この意見で3月議会に上程したいと思いますが、いかがでしょうか。

教育委員

(承認)

教育長

議案第3号「琴浦町社会体育施設条例の一部改正について」の説明をお願いします。

社会教育課長

(資料により説明)

教育長

学校統合時に、社会体育施設として位置付けなくてはならなかったものができておらず、利用者にとっては何も変わりはないものですが、このたび条例にきちんと位置付けようとするものです。

ご質問等はいかがですか。

教育委員

古布庄小の運動場が入っていないのはなぜですか。

社会教育課長

古布庄の校庭は、下半分が古布庄運動広場という農村運動広場条例をもとに位置づけをされ、すでに貸出を行っています。今回、グラウンドの半分が校庭の取り扱いにはなるとは思いますが、基本的に半面だけで借りるということではなく、農村運動広場の条例を生かし、校庭全面を運動広場として取り扱っていきたいと思います。

教育長

その他いかがですか。

教育委員

(意見なし)

教育長

それではこれらの施設を社会体育施設として位置付けるということで上程したいと思います。

教育長

議案第4号「琴浦町就学援助支給に関する要綱の一部改正について」の説明をお願いします。

教育総務課長

(資料により説明)

教育長

ご質問等ございますか。

教育委員

多子のご家庭もあるが、書式の枠は広げられるのでしょうか。

教育総務課長

枠については、現状申請がある最大の人数で作成していますが、書式に余裕があるようであれば付け加えてもいいかもしれません。

教育長

その他いかがでしょうか。では、ご承認いただくということによろしいでしょうか。

教育委員

(承認)

教育長

では続いて、議案第5号「小中学校学校医の委嘱について」の説明をお願いします。

教育総務課長

(資料により説明)

教育長

医師会から推薦をいただいた医師等であり、今年度からの変更はないということで、ご承認いただいてよろしいでしょうか。

教育委員

(承認)

教育長

議案第6号「琴浦町就学援助支給基準について」の説明をお願いします。

教育総務課長

(資料により説明)

教育長

国の示す基準を踏まえて金額が設定されており、令和6年度と変更はないです。対象者が0というのは。

教育総務課長

対象者が0というのは要保護児童・生徒です。準要保護児童・生徒については、ほぼ準ずるという形で1.3倍くらいまでの余裕をみていこうと考えています。

教育長

(コ)の判断基準、「国が示す需要額測定による収入額が需要額の1.3倍未満の額である場合に支給認定とする」について、1.3倍がどれくらいのものなのか判断がつかないのですが。

教育総務課長

世帯構成などによって違いますが、4人家族で年収二百数十万だと該当になる可能性があるということです。細かく調査されるみたいですが、4人家族で世帯年収三百万円ぐらいになると生活保護に該当にならない方でも就学援助で申請してもらったら該当になってきます。近年ここで申請される方が多くなってきています。学校が金銭的に厳しいような話を把握された時には紹介していただくように案内しています。基準の1.3倍

は、ここ 10 年くらい変えておらず、令和 7 年度も 1.3 倍で計算したいと考えます。

教育長 確かにこの項目について教育委員会で承認していただいたことも記憶しています。この 1.3 倍が、大きいのか小さいのか判断しかねますが、今の説明のとおり、確かに 4 人家族で三百万だと経済的には厳しく、条件を満たすと考えます。

教育長 委員、いかがですか。

教育委員 まったく基準がいいかどうか判断がつきません。

教育総務課長 ちなみに、県内中部地区はすべて同じ基準になっています。

教育長 それは意図的に揃えてあるのですか。

教育総務課長 全国的に見ても 1.3 倍がほとんどなので、国によって何か示された過去があるかもしれませんが、そこは定かではありません。

教育長 材料が少なく、判断するのは少し難しく申し訳ないですが、今の大体のイメージで、生活が少し苦しいのかなというところと、あとは、他市町と一緒に、全国的にも 1.3 が多いということで、1.3 倍についてはよろしいでしょうか。

教育委員 (意見なし)

教育総務課長 4 月 11 日を 1 回目の申請の締め切りとしたいと考えます。

教育長 おそらく 1 学期が始まって数日たったの申請の形となると思いますので、4 月 11 日でよろしいですか。

教育委員 (意見なし)

教育委員 新入学児童生徒学用品費等のところで、小学校が 57,060 円、中学校が 63,000 円となっています。中学校は制服も新しくなるが、資料に記載されている学用品等を購入するのに足りるのでしょうか。

教育長 基本的に援助なので、全額をカバーするものではないです。同じものを買うのだったらいいと思いますが、入学準備は人それぞれで買うものなので、その部分はある程度線を引いて、援助という形になります。

教育委員 そうですね。ありがとうございます。

教育長 それではよろしいでしょうか。

教育委員 (承認)

教育長 議案第 7 号「区域外就学の承認について」の説明をお願いします。

教育総務課長 (資料により説明)

教育長 様々な事情があって、こちらの方で頑張っている子どもたちのようです。引き続き安心して、それぞれの学校で生活をしていきたいとのことですのでご承認いただけますでしょうか。

教育委員 (承認)

教育長 議案第 8 号「琴浦町カウベル調理加工等施設の指定管理者の指定について」の説明をお願いします。

社会教育課長 (資料により説明)

教育長 カウベルホールを農協が引き続き使いたいということでありまして。ケチャップなどを作っていっぱやいます。

教育長 何か意見等ありますか。
教育委員 (なし)
教育長 議会の方に提出したいと思います。
(承認)

(休憩) 15:00 まで

教育長 それでは再開します。議案第9号「令和6年度(3月定例議会)補正予算要求について」の説明をお願いします。

教育総務課長 (資料により説明)
社会教育課長 (資料により説明)
人権・同和教育課長 (資料により説明)
教育長 教育総務課、社会教育課のものについては、もともと令和7年度当初予算で計上する予定だったものを過疎債の枠ができ、少しでも有利な条件で事業を進めたいというものです。過疎債を使えば7割返ってくる仕組みで、なるべく町に負担をかけないように前倒して行うものです。
これらについてはよろしいですか。

教育委員 (承認)
教育長 総合運動公園については、別に長寿命計画というものが立っており、そちらに入れ込んでいくものです。そうすれば国の補助金も期待できますので、説明のとおり進めていく方向です。

教育委員 (承認)
教育長 人権・同和教育課については、機械的に返納するというものです。
教育委員 (承認)
教育長 議案第10号「令和7年度当初予算要求について」の説明をお願いします。課ごとでお願いします。

教育総務課長 (資料により説明)
教育長 教育総務課から説明がありました。子どもたちや保護者、ここまでのいろいろな支援があるということはなかなか目に見えてこない部分ではありますが、教育委員会として頑張っています。

教育長 質問、ご意見等がありましたらお願いします。
教育委員 琴浦マイスターで農園借り上げ料というのがありますが梨と関係があるのでしょうか。

教育総務課長 栽培体験に対する農園の借り上げ料ということで、一連の指導を含めて1つの学校で8万円を計上しています。学校には梨以外でも、地域にあった作物に変えてもよいと話しています。とりあえず要望の段階ではすべての学校が梨でしたが、今後、変更される可能性はあります。

教育委員 わかりました。梨農家さんも少なくなってきた、受けられる方も大変ですね。

教育長 これまで続けてきたものを変えるのは、少し抵抗があるようですが、その地域であったものでいいと思っています。

教育委員 英検について、中学校が進めて資格をとることは減多にないと思うので、中学生にとって一つのいい取り組みだと思います。補助はなくても、学校として受検を進めることは継続してはどうでしょうか。

教育長 今は英検だけでなく、数検、漢検等、いろいろな検定があり、情報提供はしています。ただ、今は学校よりも塾で受ける生徒が増えているようです。

教育総務課長 東伯中学校は学校での受験をやめているので、受験者数が把握できないというようなこともあります。興味があることにどんどんチャレンジして行ってほしいという思いはあります。

教育委員 台湾の中学生と交流するとき、やはり言葉の壁があり、日本が英語教育にあまり力を入れてこなかった背景がありますが、もっと英語でしゃべれるようになれば会話ができると思うのですが。

教育長 最初の発表では本当にネイティブの発音のようでした。その後、授業を試してみるとそうではないのだなという感じもしましたが。実際に英語で会話ができるという体験を、交流をとおしてできたことは大きなことですし、やはり資格をとることも大事ですけど、英語に触れていく機会をALTであるとか、交流であるとか、タブレット端末であるとか、そういうもので、教員の英語の指導法も含めて、重視していこうという考えです。

教育委員 学習支援ソフトがミライシードから変わるが、大きく変わるのでしょうか。

指導主事 基本的にはどちらも協働学習を中心に進めていくもので、ミライシードはムーブノートとオクリンクの2つに分かれているが、ロイロノートはそれらが1つにまとまっているイメージです。

教育委員 もうひとつセキュリティソフトについてですが、現在は割と自由に使えてしまっている印象があり、ソフトを導入することにより、どのくらいできるのでしょうか。

指導主事 現在は端末でセキュリティ対策を行っていますが、よく知っている児童・生徒は設定を変更してしまうことも起こっています。ソフトが入れば、webフィルタリングや個人情報の保護等、一元的に管理できるようになります。

教育委員 そうなればいいと思います。いちごっこみたいなことにはなるとは思いますが。

教育長 その他いかがでしょうか。

教育委員 琴浦マイスターの赤碕小で「海を元気にしよう」というのがあります。私たちもいつも岩田さんにお世話になっています。見たところ、報償費が組んでないですが、ボランティアなのでしょうが。

教育委員 岩田さんは八橋の公民館活動にも来ていただいています。

教育総務課長 学校からは要望はなく、報償費は組んでいないようです。

教育長 その他いかがでしょうか。委員さん方から主にICT教育、ふるさと教育についてご意見をいただきました。琴浦マイスターの取組も始まって2年であり、地域での特色ある活動を、学校運営協議会委員と一緒に話を

しながらさらに発展させていけるように支援していきたいと考えます。

教育委員 町報で小さく琴浦マイスターの取組が紹介されていますが、あれが2倍
くらの紙面の大きさにならないのでしょうか。

教育長 残念ですが、来年はカットになりました。

教育委員 せっかく町報が全戸に配布されるのであれば大きい方がいいと思ってい
ましたが、でもカットなのですね。

教育長 イベントとかいろいろな行事は載せますが、連載はなくなったというこ
とです。

教育委員 琴の浦のやり方はすごくいいなと思っています。こんな学習をしている、
こんなことを目指しているなど、とても発信力があります。

教育長 町民として見られて感じられたことを今後も教えていただければと思い
ます。

教育長 その他いかがでしょうか。

教育委員 (なし)

教育長 続いて、社会教育課の説明をお願いします。

社会教育課長 (資料により説明)
(鍛川委員退出 16:03)

教育長 質問やご意見がありましたらお願いします。

教育委員 必要なところにきちんと予算をつけられていると推測できました。妥当
と思います。

教育委員 生涯学習センターの居場所づくりの工夫がいい取組だと思いました。分
庁舎の図書館を使用することがありますが、子どもさんとお母さんが一緒
に絵本を読んでいる姿を見かけます。そのような場所になればと思います。

教育長 これは琴浦町役場職員の政策コンテストの成果、具現化されたものです
ので職員も喜ぶと思います。

教育委員 社会教育は本当に幅が広いと思いました。事業番号322の「文化財活用
啓発事業」は旧古布庄小学校のことでしょうか。

社会教育課長 そうです。

教育委員 2階と3階に綺麗に整理されたということを知っています。文化財はも
う新たに作れないもの、今あるものが最後というものがたくさん所蔵され
ています。それを子どもたちが見られるように整備して下さったという
のはありがたいことだと思います。まなびタウンの5階にもありますが、
ここもたくさんの人に見に来てもらえたらと思います。今あるものを使え
る、そういう環境作りをしていただいてありがたいと思います。

教育長 昨年、私が初めて見たときは、足の踏み場もない状態でしたが、本当に
綺麗に整理されました。ここは学校へも紹介されていますか。

社会教育課長 はい。知っておられて、「見に行けますか」という問い合わせはありま
すが、再度紹介したいと思います。

教育長 そうですね。一覧にするのは大変かもしれないですが、写真等を使って、
社会科や生活科で使うこともできると思います。収蔵品は、持っていく方
ですか、見に来ていただくのですか。

社会教育課長

運ぶことができないので。社会科の勉強の際に来ていただいて、見学してもらいながら説明することになります。

教育委員

旧古布庄小学校の周りに子どもがいないので、子どもの声が聞こえるだけでも地域を元気にします。1回遠足で行った時には、地域の方にすごく喜ばれました。引き続き置いていただいて、そこにいろいろな学校の子どもたちが1時間行ってくれるだけでもいいと思います。

教育長

バスを使って校外学習で行けるとと思います。新しい校長先生もいらっしゃいますので、校長会でも紹介したいと思います。

教育委員

先生方にも1回見ていただくといいかもしれませんね。

教育長

はい。私が少し気になったのが、冒頭、青年団について残念と言われていたのですが、以前は琴浦町にも青年団があって活動されていたのですが、今はコロナで中断という状態でしょうか。

教育委員

結構、年齢層が上がっていて。以前は成人の集いとか、成人式の式典の後には青年団が仕切って、みんなに活躍が見える場があったのですが、だんだんとメンバーも減っていったので、コロナがどうのではないような気がします。

教育長

核になってくださる方、役場の職員中心で、今後の可能性を感じる方々はいらっしゃいますが。やはり青年団に期待するようなものを少しお聞きできたらと思うのですが、どうですか。

教育委員

なかなか難しいところで、今の若い人たちは昔とはだいぶ意識が違うと思います。昔は各村々で若い人が、例えば家業を継いだりして、村の中のつながりを求める意識があったと思います。しかし、今は自分の地域の中で同年代の人たちとつながりを求めていこうとする意識があまりなく、それをまとめていこうとするのは大変なことだと思います。

教育長

琴浦町はいろいろなイベントをされており、そこに青年団の活動としてボランティアで入ってもいいかとも思いますし。中学校までは地域の人と一緒に学んだりしているが、高校生の部分が抜けてしまっているのも、もし青年団ができればそのあたりがつながっていくのではないかと考えます。高校はないけど高校生はいる中で、青年団という団体ができれば、高校生サークルのお兄さんお姉さんのような存在として、高校生と一緒にいろいろな行事やイベントでジャンパーや帽子を揃えてボランティア活動をしていくことで将来の琴浦町につながっていけばいいなあと考えています。

教育委員

この間、県立美術館についてTCCで放送していました。その中で高校生が統合して空き教室となった学校をどのように活用するのかという発表をしていました。また、文化祭みたいなお祭りで高校生が小さい子を遊ばせている場面を見ました。その高校生が活躍する場所というと、以西の祭りで中学生や高校生がコーナーをもらって取り組んでいました。コロナで今はやっていませんが。そのような小さなところから始めていったら、高校生や大学生も含めてですけど。特に小さい子が相手だと楽しいし、やりやすいのかと思います。

教育長

青年団という切り口でお聞きしたのですが、中学校を卒業式して、地

教育長

域とのかかわりが手薄になってしまうところがあり、その部分で何か社会教育として手を打つことはできないかと思い、お聞きしました。

青年団を立ち上げたいという人がいらっしゃるということは聞いているので、これからどんな広がりを見せていくのか、見守っていきたいと考えています。確かに委員さんがおっしゃるとおり難しい面もあるとは思いますが。

教育委員

例を言うと、私の地域では祭りが途絶えてしまっていたんですが、それを二十代、三十代の同世代がたまたま十数人いて、その方たちが神輿を作って、村の祭りを復活させようと言い出しました。それで目的ができて、結局成功させることができました。それ以降、十数年引き継がれていきました。しかし、だんだん体力的に持たなく、担ぎ手がいなくなり、下火になり、今はできなくなりました。最盛期は、中学生、小学生、子どもたちをすべて巻き込んで、非常にいいサイクルでした。おそらくそういうのはあちこちの地域でもあったと思います。地域の祭りを復活させるというような目的があって、自分がやらなければいけないという気運が高まればいいですが、なかなか難しいのかなと思います。

教育長

そういう意思をもった方々が琴浦町にいらっしゃるということで、応援する立場ではありたいと思います。

教育長

最後に人権・同和教育課の説明をお願いします。

(資料により説明)

人権・同和教育課長

何かご質問がございましたらお願いします。

教育長

教育委員

隣保館と児童館が併設されていて、運営費の中で按分していますが、東伯と赤碕では正反対のようになっています。按分には何か基準のようなものがあるのでしょうか。

人権・同和教育課長

東伯の空調の件ですが、エアコンをつける部屋の面積によって按分していますので、部屋によって違いが出てきます。赤碕の方は、児童館の補助金で建てた部分と、隣保館の補助金で建てた部分が合体しており、按分と言われたのはそれぞれの面積によるものです。

教育委員

わかりました。「ことうら人権まなびの集い」の人権講演会の講師謝金が21万ということですが、毎年こんな金額の講師がいらっしゃっているのでしょうか。

人権・同和教育課長

いろいろと見積もりをいただき、もっと高かったのですが、今度招聘する講師を昨年度招かれたところに聞くと、このくらいの謝金を払われたということでした。

教育委員

自分の意識としてはすごく金額が高いので、それならばもっとたくさんの人に話をきいてもらえるように声かけをしなければならないのではないかと思います。

教育長

本当にそう思います。今年度の「まなびの集い」はもっとたくさんの方に来ていただきたかったというのが正直なところなので、PRをがんばっていきたいと思います。

教育長

その他意見等ございますでしょうか。

教育委員	(なし)
教育総務課長	1点報告をします。前回の委員会で教育総務課の事業費をまとめた資料で、小学校トイレの洋式化・乾式化をやりたいと提案しました。財源の問題もあり、このたびは見送ることとしました。
教育長	移動図書館についても、図書館協議会などのご意見を伺ったのち、令和8年度に向けて準備をしていこうということで今回は見送っています。
教育長	その他よろしいでしょうか。
教育委員	(なし) (承認)
教育長	議事は以上で終わらせていただきます。
教育長	続いてその他の項目です。生徒指導報告ですが、書面報告とさせていただきます。
教育長	本日の委員会は以上で閉会とします。
	(閉会) 17:05

令和7年第2回琴浦町教育委員会の内容を記録し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

署 名

署 名